

介護予防サービスの利用の仕方

介護保険の介護予防サービスを利用したい場合は、まず、住んでいる地区を担当する高齢者あんしん相談センターむさしの(TEL 255-6320)に連絡します。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

介護が必要となる恐れのある方は、介護予防教室に参加します

要支援1、2と認定を受けると

介護予防ケアプランの作成

**65歳以上の人で市が
実施する基本チェック
リストで生活機能の低
下がみられた人
(二次予防事業の対象者)**

**要介護認定で非該当になつた人(介護や支援の必要がなく、自立した生活が送れる人)
(一次予防事業の対象者)**

本人の希望を踏まえて、筋力向上、栄養改善、閉じこもり予防・支援、認知症予防・支援、ひざ痛・腰痛対策などの介護予防の目標を決定します。これは、市が行う介護予防教室や、市から委託を受けた事業所で行うものもあります。



介護予防サービスの利用

一定期間後にサービス利用による効果の評価などを行う

介護予防教室への参加

効果を評価し、活動的な生活を継続していくために話し合います。

- 一次予防事業…一般の高齢者向けの市の介護
予防事業
- 二次予防事業…要介護、要支援状態にないが
その恐れがあると考えられる
65歳以上の方を対象として
実施する事業。

取材を終えて

取扱協力
富士見市受託事業高齢者あんしん相談センター
むさしの



い気だ家高ててをでう生れ者談
か軽り族齢6年余になります。がに、の者たか。支し地みンタ一「高齢者あん
で相考えた一人で悩んは、地域に設立され
しょ。う。みせで、が、ご

愛称ができました！

～高齢者あんしん相談 センターむさしの～



平成17年の介護保険法
高齢者の皆さんのが住み慣
さんがより気軽に相談で
という愛称を設けました。
今回は、「高齢者あん
いました。

（担当／新井博海、三塚好江、新井紀子、栗田一成、加藤和代、武井香代子）

**高齢者あんしん
相談センターとは**

地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）は、介護保険法で定められた包括的支援事業を行うため、市が設置している公的な機関です。

平成26年4月からは、市内に五つの高齢者あんしん相談センターが設けられました。各センターには主任介護支援専門員、保健師（看護師）、社会福祉士などの専門職の職員がおり、連携して高齢者の方を支援しています。

①介護予防の推進

センターでの主な業務

要支援1・2と認定された方の介護予防プランを作成します。併せて介護保険の要介護認定で非該当になつた方や基本チエツクリストの該当者などに対する介護予防事業参加への支援も行います。

②高齢者の権利擁護

虐待や悪質な訪問販売等による被害の防止、成年後見制度などの活用の支援を行います。

③総合相談支援

高齢者の家族や地域住民等から高齢者の生活全般に関するさまざまな相談に対応します。

④地域のネットワークの

地域の関係機関や主治医などとの連携を行い、必要なサービスが受けられるよう支援します。

具体的な取り組み

高齢者あんしん相談センターでは、介護者の支援をはじめ介護予防のための取り組みや、介護が必要になつた場合でも重症化を予防するための講座などを行っています。こうした取り組みを周知するため東大久保の菜の花フェスタや公民館でのふるさとまつりに参加して出前相談会を行つたり各町会で健康講座を開催したりしています。

※市でも高齢化率の上昇や要介護者の増加に対応するため、市の接骨師会や増進センター等において二次予防事業として、介護予防の取り組みを行っています。

支援センターむさしの「
業務を行っています。皆
相談センターむさしの」
組みについて、お話を伺
加藤和代、武井香代子)